

領域Ⅲ 安心して暮らせる環境の整備

1 暴力や貧困など、様々な困難を抱える人への支援

＜性被害やDV、様々なハラスメントなどあらゆる暴力の防止と被害者支援＞

性被害ワンストップセンター ひろしまの認知度は9.6%

性被害ワンストップセンターひろしまを知っている人の割合は9.6%と令和2(2020)年度より増加していますが、依然として10%を下回っています。

被害の潜在化を防ぐため、認知度向上に向け、これまでの広報に加え、若年層への周知強化や、被害者等の心情に配慮した取組の情報発信、関係機関との連携による支援体制の充実が必要です。

高校生における精神的暴力の 認知率は64.8%

高校生におけるデートDVに関する精神的暴力の認知率は64.8%となっており、一時的に減少したものの令和2年度以降は上昇傾向にあります。

暴力によらない問題解決の意識を浸透させ、暴力の加害者にも被害者にもさせないために、引き続き若年層への啓発が必要です。

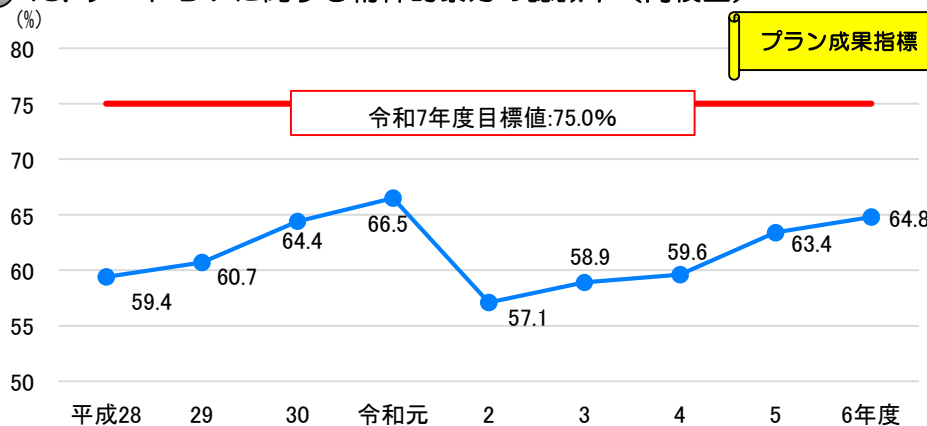
「性被害ワンストップセンターひろしま」における令和6(2024)年度の新規相談件数は前年度より減少し、性被害に関する電話相談や面接相談、医療・法律・心理等の専門支援を提供した件数も、減少しています。

	R6年度
新規対応回数	2,453回
電話等対応回数	1,988回
面接対応回数	134回
専門支援等提供回数	106回

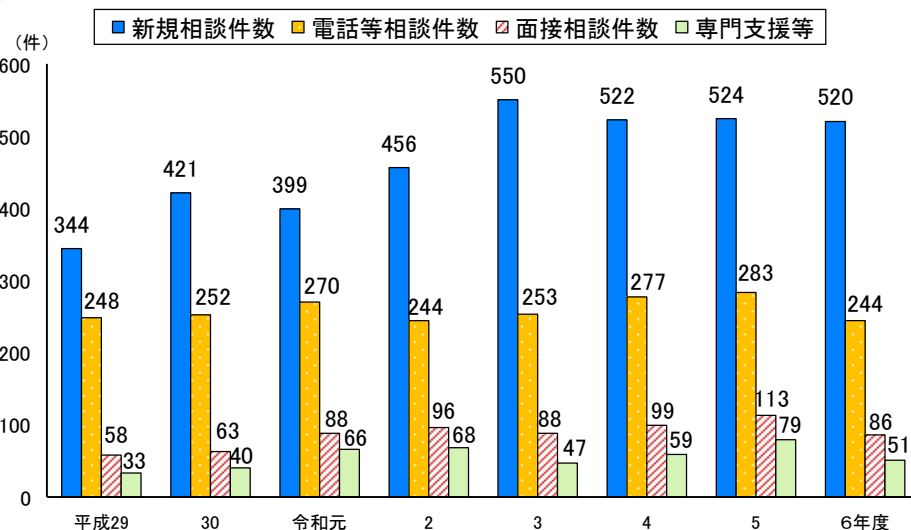
42. 性被害ワンストップセンターひろしまの認知度



43. デートDVに関する精神的暴力の認知率(高校生)



44. 性被害ワンストップセンターひろしまの相談状況



(注) 対応回数とは、電話相談、面接相談、専門支援等の提供の延べ総数
新規相談件数の総数(520件)と、対応回数の総数(2,453回)には、無言、性被害以外の問い合わせ276件を含む。

資料: 広島県環境県民局調べ

こども家庭センター等における女性に関する相談件数は増加

こども家庭センター及び女性相談支援員（旧：婦人相談員）設置市町における令和6（2024）年度の相談件数は7,515件で、前年度よりも337件（4.5%）増加しています。相談件数のうち暴力に関する相談は2,812件で、37.4%を占めています。

また、一時保護は69件で、そのうちDVに関するものは41件で59.4%を占めています。

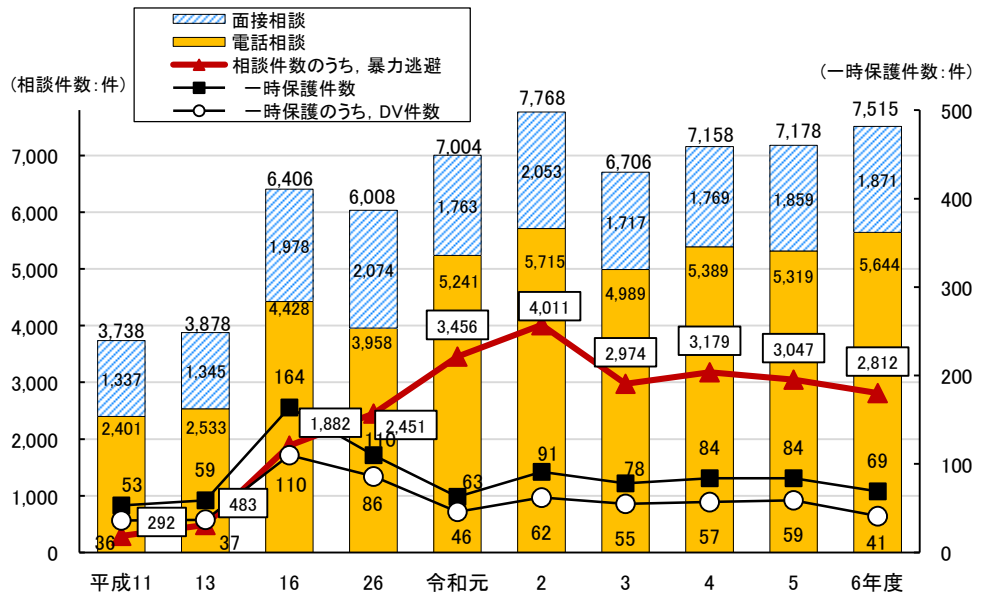
（公財）広島県男女共同参画財団が実施する「エソール広島」相談事業に令和6（2024）年度に寄せられた相談は2,655件で、前年度よりも69件増加しています。

このうち、DVに関する電話相談は286件（電話相談の11.3%）、面接相談39件（面接相談の31.2%）となっています。

県警でのDV相談等件数は減少

DV相談等件数は、令和6（2024）年は2,137件となっており、前年よりも89件減少しています。

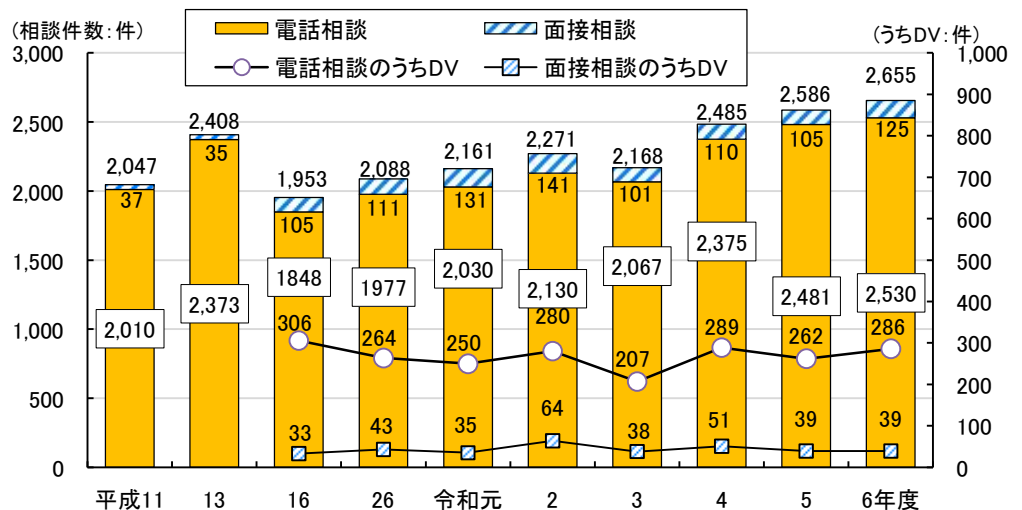
45. こども家庭センター等における女性に関する相談件数等の推移



（注）女性に関する相談：「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」による女性相談及びDV防止法による配偶者等の暴力相談。

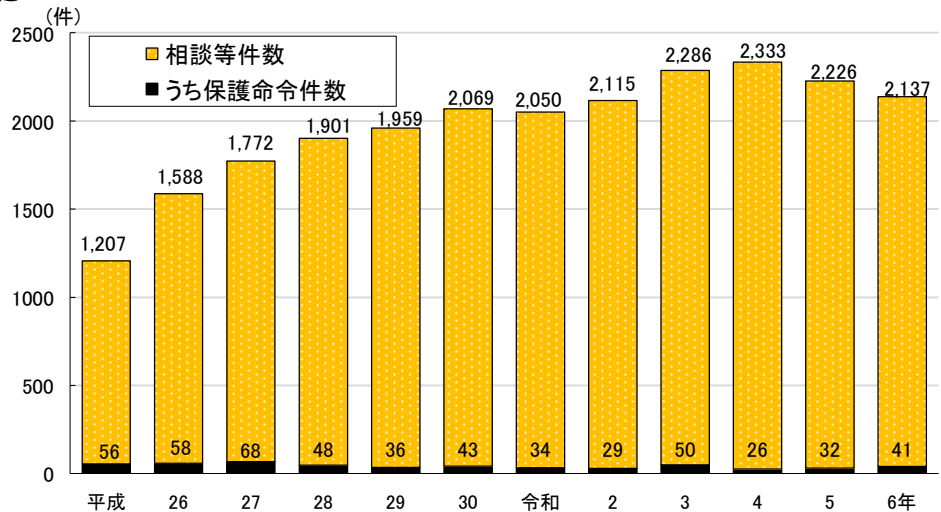
資料：広島県健康福祉局調べ

46. 「エソール広島」相談事業における件数の推移（DV）



資料：（公財）広島県男女共同参画財団調べ

47. 県警におけるDV相談等件数の推移



資料：広島県警察本部調べ

性犯罪の検挙率は
89.8%

令和6（2024）年の性犯罪認知件数は216件、検挙件数は194件で、検挙率は89.8%となっており、前年（77.8%）から12ポイント増加しています。

ストーカー相談等件数は
減少

ストーカー相談等の件数は、令和4（2022）年から減少しており、令和6（2024）年は582件と、前年より31件減少しました。

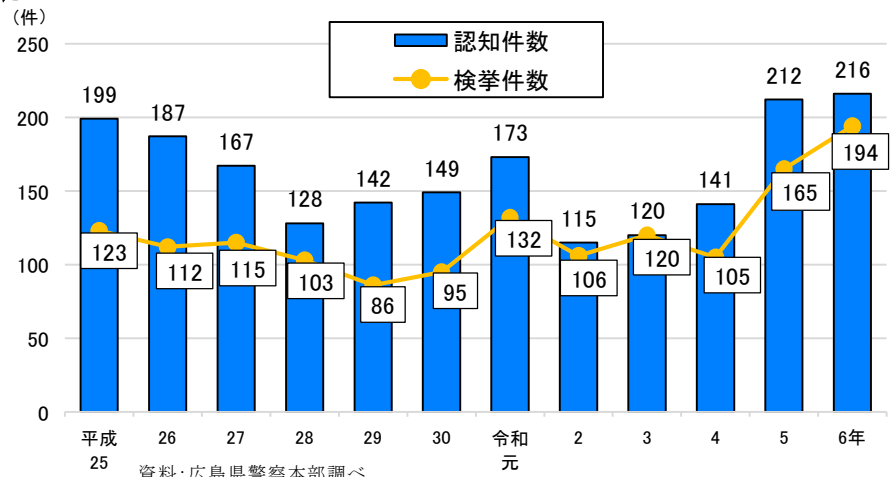
【ストーカー規制法】

ストーカー行為を処罰するなどの必要な規制を行うとともに、被害者に対する援助の措置等を定めることにより、個人の身体、自由及び名誉に対する危害の発生を防止し、国民の生活の安全と平穏に資することを目的に、平成12（2000）年に成立しました。

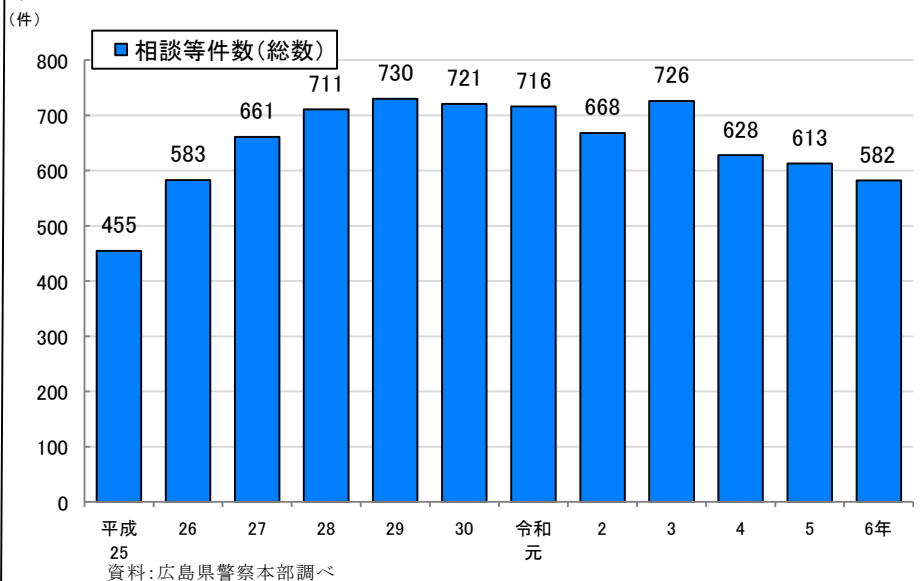
セクハラ相談件数は
124件

広島労働局雇用環境・均等室の相談窓口に寄せられた令和6（2024）年度の相談件数は、124件となっており、前年度より74件減少しました。

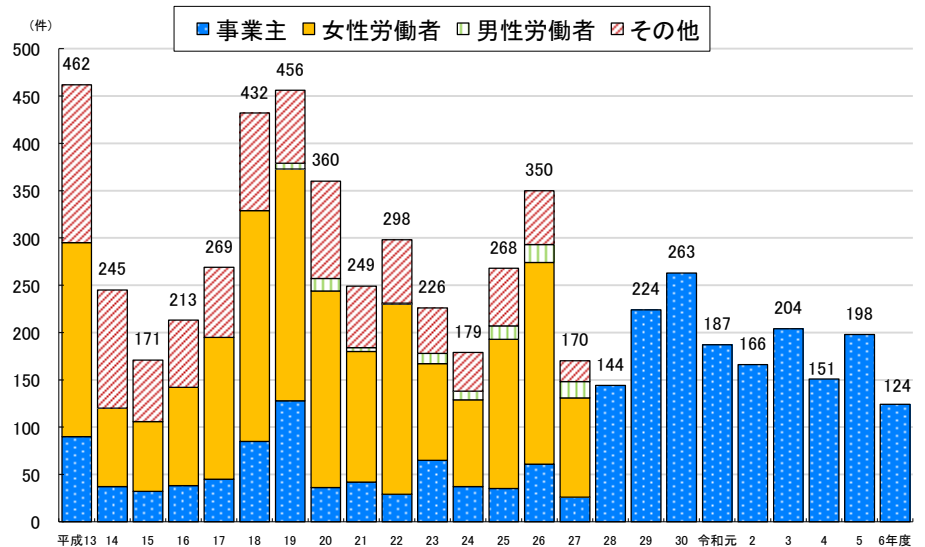
48. 県警における性犯罪認知・検挙件数



49. 県警におけるストーカー相談等件数の推移



50. 職場におけるセクシュアル・ハラスメントに関する相談件数の推移



防止対策の内容としては、「就業規則等による方針の明文化」が73.9%と最も多く、次いで「相談窓口の設置」(62.3%)、「相談があった場合の迅速かつ適切な対応」(58.7%)、等となっています。

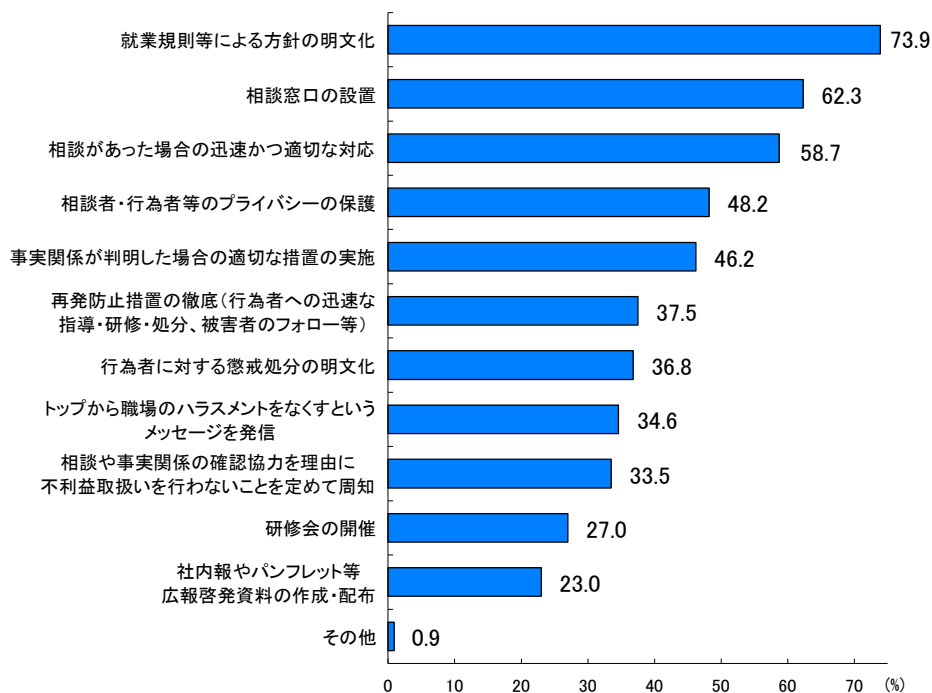
なお、令和元(2019)年6月に男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、労働施策総合推進法が改正され、セクシュアル・ハラスメント等の防止対策が強化されました。

被害の内容としては、女性従業員では、「不必要に身体を触られた」が最も多く、男性従業員では、「容姿や体型について性的に話題とされた」が最も多くなっています。

男性従業員は、前回調査(令和3(2021)年)に比べ、被害内容の回答が全項目に及び、男性のセクシュアル・ハラスメント被害も多いという実態がうかがえます。

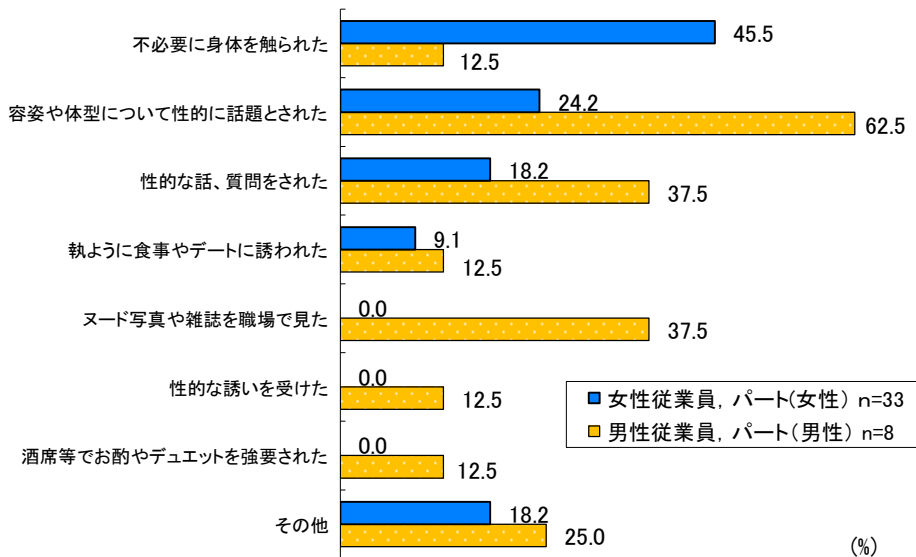
51. 職場におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策の内容 〔事業主調査〕

(「セクシュアルハラスメント防止対策を講じている」と回答した事業主)複数回答



資料：広島県「広島県職場環境実態調査」(令和6(2024)年度)
(調査対象は、広島県内の本所事業所2,500社)

52. セクシュアル・ハラスメントの内容



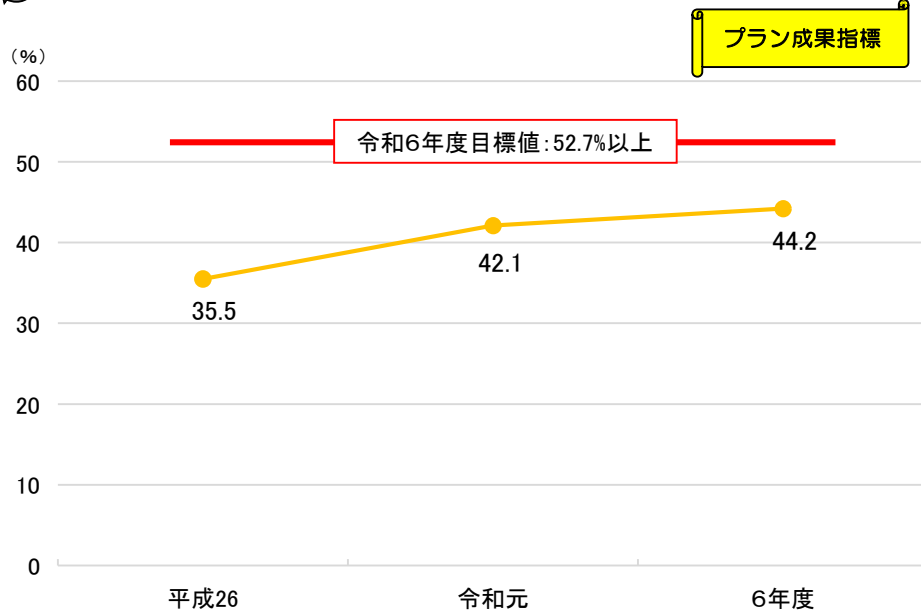
資料：広島県「広島県職場環境実態調査」(令和5(2023)年度)
(調査対象は、広島県内の本所事業所2,500社及びそこに勤務する女性従業員、男性従業員、パート従業員各2,500人)

<生活上の困難を有する人に対する支援>

養育費の取り決めをしている
割合は **44.2%**

ひとり親家庭における養育費の取り決めをしている割合は、令和6（2024）年度44.2%と、令和元（2019）年度から2.1ポイント上昇していますが、依然として、養育費を適正に受け取れていない家庭が多くあり、家庭の経済的基盤の安定に向け、個々の実情に応じた支援に取り組む必要があります。

53. ひとり親家庭における養育費の取り決め状況



資料: 広島県「ひとり親家庭等自立支援施策の需要調査」(令和6(2024)年度)

2 性の多様性についての県民理解の促進と

性的指向・性自認に関わらず安心して暮らせる環境づくり

LGBT 相談件数は 減少

令和 6（2024）年度の LGBT 相談件数は 231 件と前年度から 37 件減少しています。

相談窓口の周知が十分でないことから、効果的に相談窓口の認知度を高める必要があります。

「LGBTQ+」という言葉と内容を理解している人の割合は

女性 27.1%

男性 30.3%

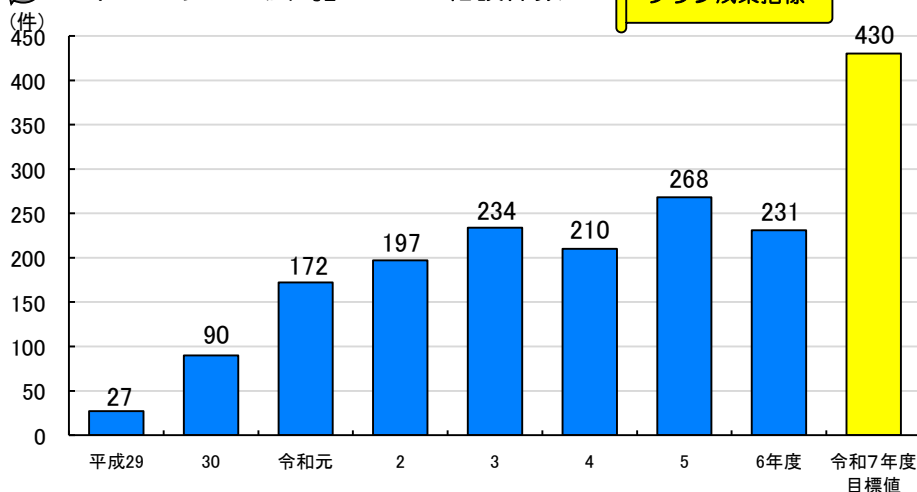
「LGBTQ+」という言葉を知っていて内容も理解している人の割合は 28.7%で、内容は理解していない、言葉知らない人が約 7割を占めています。

【LGBT 理解増進法】

性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の推進に関し、全ての国民が、その性的指向又はジェンダーアイデンティティにかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、令和 5（2023）年「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」が成立しました。

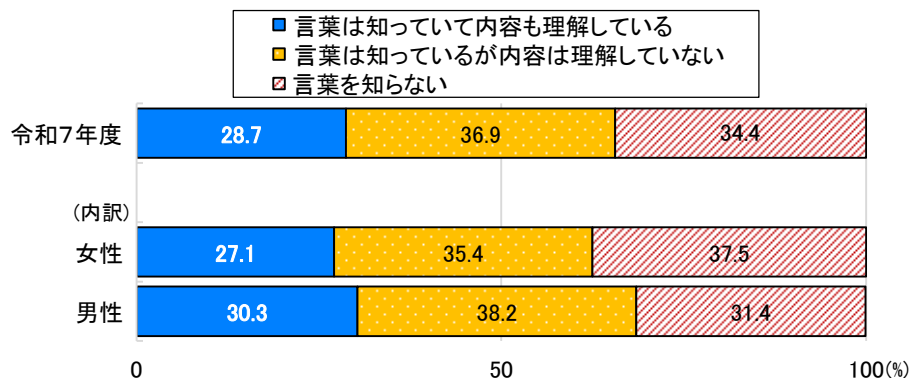
54. 「エソール広島」LGBT 相談件数

プラン成果指標



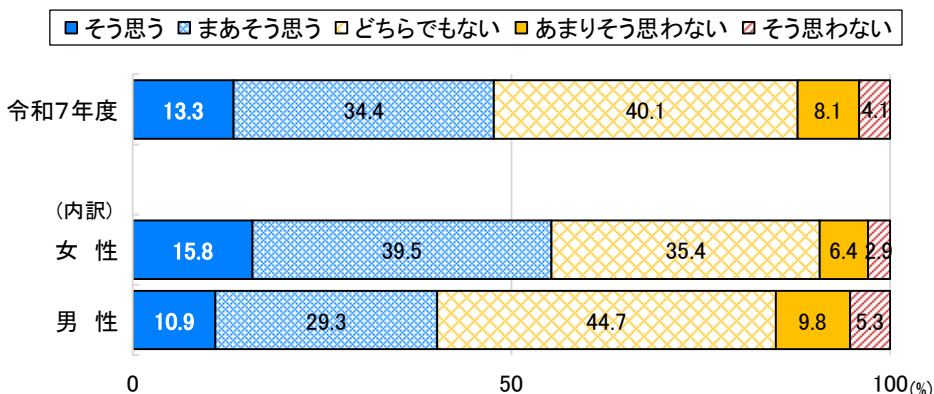
※広島県女性総合センター（以下「エソール広島」という。）の相談窓口は、平成 29（2017）年 10 月に開設（月 1 回）。平成 30（2018）年 6 月から相談日を毎週 1 回に増やした。
資料：（公財）広島県男女共同参画財団調べ

★ 54-1. 「LGBTQ+」という言葉の認知度



資料：広島県「男女双方の意識改革に係る調査」（令和 7（2025）年度）

★ 54-2. 身近な人（家族や友人等）から性的少数者であることを打ち明けられた場合、理解者になることができると思う人の割合



資料：広島県「男女双方の意識改革に係る調査」（令和 7（2025）年度）